一般社団法人 岐阜県損害保険代理業協会 飛騨支部 規約

第1章 「総 則」

(名 称)

第1条 この組織は、一般社団法人 岐阜県損害保険代理業協会(以下岐阜県代協という)飛騨支部(以下当支部という)と称する。

(事務所)

第2条 当支部は、事務所を支部長の事業所に置く。

(目 的)

第3条 当支部は、損害保険の普及と保険契約者の利益保護を図ることを目的とし、地域に密着し、事業活動を推進するとともに、岐阜県代協の事業目的遂行のため最善の協力を行い、併せて、正会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 当支部は、その目的達成のため次の事業を行う。
 - (1) 損害保険の健全な普及に関する事業
 - (2) 契約者の利益保護に関する事業
 - (3) 会員の資質向上と相互の親睦に関する事業
 - (4) 社団法人日本損害保険代理業協会、一般社団法人岐阜県損害保険代理業協会の事業への協力
 - (5) その他当支部の目的を達成するために必要な事項

第2章 「会員」

(会員の種類)

- 第5条 当支部の会員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 正会員
 - (2) 替助会員

(会員の資格)

- 第5条 正会員は、当支部の管轄地域内に営業所又は住所を有する岐阜県代協正会員をいう。
 - 2. 賛助会員は、当支部の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認された者をいう。

第3章 「役員」

(役 員)

第6条 当支部に次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 2名以内

(3) 会計 1名

(4) 理事 8名以内(正副支部長、会計を含む)

(5) 監事 2名以内

(役員の選任)

第7条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2. 理事及び監事は、相互に兼ねる事はできない。
- 3. 支部長、副支部長及び会計は、理事会において、理事の中から互選し総会の承認を得るものとする。

(役員の職務)

第8条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2. 支部長は、当支部を代表し、業務を統括する。また、総会及び理事会の議長となる。
- 3. 副支部長は、支部長を補佐し業務をつかさどり、支部長に事故あるときは、理事会が指名した順序により、その職務を代行する。
- 4. 理事は、支部長、副支部長を補佐し、業務を処理する。
- 5. 会計は、当支部の会計一般を処理し、これを総会に報告する。
- 6. 監事は、民法59条の規程に従い職務を行う。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、4月1日より翌々年の3月31日までとする。 但し、再任を妨げない。

- 2. 期中に選任された役員の任期は、その他の役員の任期満了日までとする。
- 3. 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(顧問及び相談役)

第10条 当支部に、顧問又は相談役を若干名置くことができる。

- 2. 顧問、相談役は、理事会の承認を経て、支部長が委嘱する。
- 3. その任期は、第9条第1項の規程を準用する。

第4章 「会議」

(会議の種類)

- 第11条 当支部の会議は、総会、理事会とし、総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
 - 2. 総会は、正会員をもって構成する。
 - 3. 理事会は、理事をもって構成する。 但し、監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。
 - 4. 定時総会は毎年5月までに開催し、理事会は必要に応じ支部長が召集する。

(総会の附議事項)

- 第12条 理事会は、次の事項を総会に附議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の変更
 - (4) 役員の選任
 - (5) その他重要と認めた事項

(議 決)

第13条 総会、理事会における議決は、出席者(委任状を含む)の過半数を以って決し、可否同数のと きは支部長の決っするところによる。

第5章 「資産・会計・事業計画等」

第6章

(事業年度)

第14条 当支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日を以って終わる。

(支部経費)

第15条 当支部の経費は、岐阜県代協規則に定める経費及びその他の収入にを以って支弁する。

(附 則)

本規約に定めなき事項については、岐阜県代協の諸規程に準ずるものとする。

(附 則)

1. 本規約は、平成21年 4月 3日より実施する。